

日医発第99号（保17）
平成24年4月25日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武

検査料の点数の取扱いについて

平成24年3月28日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会において、新たな臨床検査を保険適用することが了承されましたが、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知が示され、平成24年4月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌6月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて
（平24. 3. 30 保医発0330第8号 厚生労働省保険局医療課長通知）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会保険医療課）

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成24年4月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図りたい。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D006-4(3)の次に次のように加える。
 - (4) CCR4タンパク(フローサイトメトリー法による場合)
 - ア CCR4タンパク(フローサイトメトリー法による場合)を行った場合は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」のHIVジェノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、フローサイトメトリー法による場合は、区分番号「D006-4」遺伝学的検査に係る判断料のみを算定する。
 - イ CCR4タンパク(フローサイトメトリー法による場合)及びCCR4タンパク(免疫染色病理組織標本による場合)を同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があって併せて行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いずれの点数も算定できる。
- 2 別添1第2章第13部第1節N005(1)中「FISH法又はSISH法」を「FISH法、SISH法又はCISH法」に改め、(2)の次に次のように加える。
 - (3) ALK融合遺伝子標本作製

ア ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

イ ALK融合遺伝子標本作製は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D006-9」のWT1 mRNAの所定点数を併せて算定する。その際、「D006-4」の遺伝学的検査及び「D006-9」のWT1 mRNAに係る判断料は算定せず、病理診断に係る費用を算定する。

(4) CCR4タンパク（免疫染色病理組織標本による場合）

ア CCR4タンパク（免疫染色組織標本による場合）を行った場合は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」のHIVジェノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、免疫染色病理組織標本による場合は、病理に係る判断料のみを算定する。

イ CCR4タンパク（免疫染色病理組織標本による場合）及びCCR4タンパク（フローサイトメトリー法による場合）を同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があって併せて行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いずれの点数も算定できる。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現 行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第3部 検査</p> <p>D006-4 遺伝学的検査</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) CCR4タンパク(フローサイトメトリー法による場合)</p> <p>ア CCR4タンパク(フローサイトメトリー法による場合)を行った場合は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」のHIVジェノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、フローサイトメトリー法による場合は、区分番号「D006-4」遺伝学的検査に係る判断料のみを算定する。</p> <p>イ CCR4タンパク(フローサイトメトリー法による場合)及びCCR4タンパク(免疫染色病理組織標本による場合)を同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があって併せて行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いずれの点数も算定できる。</p> <p>第13部 病理診断</p> <p>N005 HER2遺伝子標本作製</p> <p>(1) HER2遺伝子標本作製は、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、<u>FISH法、SISH法又はCI</u></p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第3部 検査</p> <p>D006-4 遺伝学的検査</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第13部 病理診断</p> <p>N005 HER2遺伝子標本作製</p> <p>(1) HER2遺伝子標本作製は、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、<u>FISH法又はSISH法により</u></p>

SH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

(2) (2) 本標本作製と区分番号「N002」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を同一の目的で実施した場合は、本区分の「2」により算定する。

(3) ALK融合遺伝子標本作製

ア ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

イ ALK融合遺伝子標本作製は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D006-9」のWT1 mRNAの所定点数を併せて算定する。その際、「D006-4」の遺伝学的検査及び「D006-9」のWT1 mRNAに係る判断料は算定せず、病理診断に係る費用を算定する。

(4) CCR4タンパク(免疫染色病理組織標本による場合)

ア CCR4タンパク(免疫染色組織標本による場合)を行った場合は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」のHIVジェノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、免疫染色病理組織標本による場合は、病理に係る判断料のみを算定する。

イ CCR4タンパク(免疫染色病理組織標本による場合)及びCCR4タンパク(フローサイトメトリ法による場合)を同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があって併せて行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いずれの点数も算定できる。

遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

(2) (2) 本標本作製と区分番号「N002」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を同一の目的で実施した場合は、本区分の「2」により算定する。

新たに保険適用が認められた検査

平成 24 年 3 月 30 日 保医発 0330 第 8 号 (平成 24 年 4 月 1 日適用)

測定項目：HER2 遺伝子標本作製 〔商品名〕ヒストラHER2 CISHキット (株式会社 常光)	
区 分	E 2 (新方法)
測定方法	C I S H法
主な測定目的	ヒト乳癌組織・細胞におけるHER-2 遺伝子の増幅度の測定 (主に悪性腫瘍の診断補助)
点 数	2, 7 0 0 点
参考点数	N 0 0 5 HER 2 遺伝子標本作製 2, 7 0 0 点
関連する 留意事項の 改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号) の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項) の第 2 章 (特掲診療料) を以下のように改める。</p> <hr/> <p>第 13 部 病理診断 N 0 0 5 HER 2 遺伝子標本作製 (1) HER 2 遺伝子標本作製は、抗HER2 ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、<u>F I S H法、S I S H法又はC I S H法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に 1 回を限度として算定する。</u></p>

測定項目：ALK 遺伝子標本作製 〔商品名〕Vysis ALK Break Apart FISH プローブキット (アボットジャパン株式会社)	
区 分	E 3 (新項目)
測定方法	F I S H法
主な測定目的	がん組織・細胞のALK 融合遺伝子の検出
点 数	6, 5 2 0 点
参考点数	<p>D 0 0 6 - 4 遺伝学的検査 4, 0 0 0 点 D 0 0 6 - 9 WT 1 mRNA 2, 5 2 0 点</p>
関連する 留意事項の 改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号) の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項) の第 2 章 (特掲診療料) を以下のように改める。</p> <hr/> <p>第 13 部 病理診断 N 0 0 5 HER 2 遺伝子標本作製 (1) ~ (2) (略) (3) <u>ALK 融合遺伝子標本作製</u> <u>ア ALK 融合遺伝子標本作製は、ALK 阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、F I S H法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に 1 回を限度として算定する。</u></p>

	<p>イ <u>ALK融合遺伝子標本作製は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D006-9」のWT1 mRNAの所定点数を併せて算定する。その際、「D006-4」の遺伝学的検査及び「D006-9」のWT1 mRNAに係る判断料は算定せず、病理診断に係る費用を算定する。</u></p> <p>(4) (略)</p>
--	--

測定項目：CCR4タンパク					
〔商品名〕ポテリジオテストIHC（協和メデックス株式会社）					
区 分	E3（新項目）				
測定方法	IHC法				
主な測定目的	組織、細胞中のCCR4タンパクの検出				
点 数	10,000点				
参考点数	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">D006-4 遺伝学的検査</td> <td style="text-align: right;">4,000点</td> </tr> <tr> <td>D023 12 HIVジェノタイプ薬物耐性</td> <td style="text-align: right;">6,000点</td> </tr> </table>	D006-4 遺伝学的検査	4,000点	D023 12 HIVジェノタイプ薬物耐性	6,000点
D006-4 遺伝学的検査	4,000点				
D023 12 HIVジェノタイプ薬物耐性	6,000点				
関連する留意事項の改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を以下のように改める。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>第13部 病理診断</p> <p>N005 HER2遺伝子標本作製</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>CCR4タンパク（免疫染色病理組織標本による場合）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>CCR4タンパク（免疫染色組織標本による場合）を行った場合は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」のHIVジェノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、免疫染色病理組織標本による場合は、病理に係る判断料のみを算定する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>CCR4タンパク（免疫染色病理組織標本による場合）及びCCR4タンパク（フローサイトメトリー法による場合）を同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があって併せて行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いずれの点数も算定できる。</u></p>				

測定項目：CCR4タンパク					
〔商品名〕ポテリジオテストFCM（協和メデックス株式会社）					
区 分	E3（新項目）				
測定方法	フローサイトメトリー法				
主な測定目的	血液中の血球細胞表面上に発現するCCR4タンパクの検出				
点 数	10,000点				
参考点数	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">D006-4 遺伝学的検査</td> <td style="text-align: right;">4,000点</td> </tr> <tr> <td>D023 12 HIVジェノタイプ薬物耐性</td> <td style="text-align: right;">6,000点</td> </tr> </table>	D006-4 遺伝学的検査	4,000点	D023 12 HIVジェノタイプ薬物耐性	6,000点
D006-4 遺伝学的検査	4,000点				
D023 12 HIVジェノタイプ薬物耐性	6,000点				

<p>関連する 留意事項の 改正</p>	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を以下のように改める。</p> <hr/> <p>第3部 検査 D006-4 遺伝学的検査 (1)～(3) (略) (4) <u>CCR4タンパク（フローサイトメトリー法による場合）</u> ア <u>CCR4タンパク（フローサイトメトリー法による場合）</u>を行った場合は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」のHIVジェノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、フローサイトメトリー法による場合は、区分番号「D006-4」遺伝学的検査に係る判断料のみを算定する。 イ <u>CCR4タンパク（フローサイトメトリー法による場合）</u>及び<u>CCR4タンパク（免疫染色病理組織標本による場合）</u>を同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があって併せて行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いずれの点数も算定できる。</p>
-------------------------------------	--

（日本医師会保険医療課）